

# 令和3年度第2回作業報酬審議会 摘録

1 日 時 令和4年3月25日（金）10時00分～10時50分

2 場 所 川崎市役所第3庁舎12階 財政局会議室

3 出席者 審議会委員 5名  
事務局 財政局 7名  
参考人 建設緑政局技術監理課 1名  
傍聴人 5名

4 諮 問 特定工事請負契約の作業報酬下限額の諮問  
(諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交)

## 5 議 題

- (1) 特定工事請負契約の作業報酬下限額について
- (2) 公契約制度の施行状況について
- (3) 公契約制度における令和3年度の取組について

## 6 議 事

### (1) 審議事項

特定工事請負契約の作業報酬下限額について（非公開）

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3号の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

審 議

結 論（全会一致）

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」は、令和4年3月から適用される公共工事設計労務単価の92%の額とすることを審議会として決定する。

### (2) 報告事項

ア 公契約制度の施行状況について（公開）

昨年8月に実施した審議会において既に報告しており、その際に提出した資料に、その後台帳審査を行った分の数値を計上しているものである。

特定工事請負契約及び特定業務委託契約の施行状況において、条例違反となる作業報酬下限額を下回るような賃金の支払いはなかった。

## イ 公契約制度における令和3年度の取組について（公開）

（ア）昨年3月の作業報酬審議会での意見等を踏まえ、効率的・効果的な実効性を確保した制度の運用に向けて、課題解決の第一歩として、作業報酬台帳の作成等における事務負担の軽減に資する取組を行った。令和3年度から使用する作業報酬台帳の改善や作業報酬台帳の審査体制の見直しを実施したので報告する。

作業報酬台帳における主な改善として、これまでは、事業者が、適用される年度の職種及びそれに対応する作業報酬下限額を確認した上で作業報酬台帳に手入力しなければならなかったが、職種欄をプルダウンで選択することにより、適用される作業報酬下限額が自動で表示されるようにした。効果として、事業者の事務負担の軽減に寄与したと考えている。

作業報酬台帳の審査体制の見直しとして、これまでも、公契約制度を所管する契約課調整係の職員だけでなく、他の係の職員の応援等を得て行っており、昨年度までは、職員ごとに審査する契約案件を割振り、形式的な1次審査から最終的な内容の確認まで、同じ担当者が行っていた。令和3年度からは、応援の職員は一時審査を担当し、普段公契約に携わっている調整係の職員が最終確認等を行うこととした。効果として、職員の事務の効率化に寄与したと考えている。

（イ）昨年の6月から7月にかけて、本市の「工事請負有資格者名簿」に「市内」の区分で登録されている事業者に対し、電子メールでアンケートを送ったもののうち、「公契約制度（作業報酬台帳及び対象範囲の拡大）」に関する質問への回答として、事務負担の軽減を求める意見や、作業報酬台帳の記載内容について個人情報の保護を求める意見、周知用チラシのペーパーレス化などの意見があった。また、特定工事請負契約の対象範囲を拡大することについては、拡大した方がよいが14.4%、拡大しない方がよいが23.3%、どちらでもないが56.7%、無回答が5.6%であった。

（ウ）その他、参考情報として、2点報告する。

1点目に、特定業務委託契約における公契約制度及び作業報酬下限額の周知方法等について改善を行った。労働者への周知用チラシの配布については受注者を通じて行うことになっており、これまで紙ベースのチラシでの配布に限定していたが、電子媒体のチラシ（PDF）を配布することも可能とした。また、複数年度にわたる契約について、契約締結時のみでなく、次年度開始前においても、最新の周知用チラシを配布するよう受注者に依頼することで、労働者への確実な周知を図った。

2点目に、令和3年度から、東京特別区の2自治体が、新たに公契約制度を開始した。実行性を担保するために、自治体が受注者に提出を求める書類について、両自治体においては、労働者個人への賃金の支払い状況を確認する書類ではなく、労働環境等に関するチェックシートのようなものを提出することになっている。

（エ）今後の検証等については、引き続き、制度の適切な運用に向けて、作業報酬台帳による全労働者への賃金支払状況の確認を継続しつつ、他都市における実効性を確保するための方法等について情報収集を行い、課題解決のために、検証・検討を進めていく。

## 7 閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交